

第 89 号議案

加東市立幼稚園設置条例及び加東市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例制定の件

加東市立幼稚園設置条例及び加東市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市立幼稚園設置条例及び加東市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 加東市立幼稚園設置条例（平成 18 年加東市条例第 79 号）
- (2) 加東市立幼稚園保育料徴収条例（平成 18 年加東市条例第 80 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）
- 2 加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 18 年加東市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 4 号中「幼稚園、小学校」を「小学校」に改める。
（加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正）
- 3 加東市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 18 年加東市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項中「幼稚園、保育所」を「保育所」に、「教諭、保育士」を「保育士」に改める。
（加東市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）
- 4 加東市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 18 年加東市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。
題名中「幼稚園、小学校」を「小学校」に改める。

第1条中「幼稚園、小学校」を「小学校」に改める。

(加東市学校給食センター条例の一部改正)

5 加東市学校給食センター条例（平成18年加東市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

第 89 号議案 要旨

加東市立幼稚園設置条例及び加東市立幼稚園保育料徴収条例の廃止（要旨）

1 制定理由

加東市立社幼稚園は、新たに設置する幼保連携型認定こども園に移行することから、加東市公共施設等総合管理計画に基づき、公の施設としての用途を廃止するため、加東市立幼稚園設置条例及び加東市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する。

2 制定内容

- (1) 加東市立幼稚園設置条例及び加東市立幼稚園保育料徴収条例を廃止すること。（本則関係）
- (2) 幼稚園の廃止に係る関係条例の文言を整理すること。（附則関係）

3 施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正 （附則第 2 項関係） （職員）</p> <p>第 2 条 この条例において「職員」とは、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 7 4 号）第 1 条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 加東市立<u>幼稚園、小学校</u>及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 7 6 号）の適用を受ける者</p>	<p>（職員）</p> <p>第 2 条 この条例において「職員」とは、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 7 4 号）第 1 条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 加東市立<u>小学校</u> _____ 及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 7 6 号）の適用を受ける者</p>
<p>○加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（附則第 3 項関係） （福祉業務手当）</p> <p>第 4 条 福祉業務手当は、<u>幼稚園、保育所</u>、認定こども園及び児童館の業務に従事する<u>教諭、保育士</u>、保育教諭及び厚生員に対して支給する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（福祉業務手当）</p> <p>第 4 条 福祉業務手当は、<u>保育所</u> _____、認定こども園及び児童館の業務に従事する<u>保育士</u> _____、保育教諭及び厚生員に対して支給する。</p> <p>2 （略）</p>

○加東市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（附則第4項関係）

加東市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

○加東市学校給食センター条例の一部改正（附則第5項関係）

（業務）

第4条 給食センターは、加東市立小学校、中学校及び幼稚園並びにそれらに準ずるもので、教育委員会が認めたものの学校給食用物資の調達、管理、調理、配送その他必要な事業を行う。

加東市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第4条 給食センターは、加東市立小学校及び中学校並びにそれらに準ずるもので、教育委員会が認めたものの学校給食用物資の調達、管理、調理、配送その他必要な事業を行う。